

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【会社名】	共栄タンカー株式会社
【英訳名】	KYOEI TANKER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林田 一男
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目2番6号
【電話番号】	東京(03)4477局7171番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 新井 真市郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目2番6号
【電話番号】	東京(03)4477局7171番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 新井 真市郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

受取損害賠償金（特別利益）の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年11月11日

(2) 当該事象の内容

当社グループの長期貸船契約先でありました韓国の海運会社Korea Line Corporationの破綻に伴い当社グループが被った損害に関する賠償について、今般、現金で93百万円、同社株式として295百万円、計389百万円を受領いたしました。株式につきましては、11月12日時点での株式市場終値ならびに同時点での為替相場にもとづき評価しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成26年3月期第3四半期の個別決算及び連結決算において、受取損害賠償金389百万円を特別利益に計上いたしました。

以上